

原子力規制委員会原子力規制庁殿

NDCの核燃料物質使用施設等保安規定の
変更認可申請について

2024年2月

MHI原子力研究開発株式会社

1. 変更の内容

変更の内容は以下の通り。

①新たに、第33条の2として「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する事項の追加

放射性廃棄物でない廃棄物の考え方を適用するため、放射性廃棄物でない廃棄物を搬出する場合に確認する事項を追加する。

②第5条(職務)のうち、以下の管理部(管理課長)の業務を安全管理部(施設管理グループ長)へ移管

上記移管に伴う保守管理に関する条項を変更する。

- ・周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること
- ・通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること

③その他記載の見直し

2.変更の内容①

(放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項の追加)

- ①放射性廃棄物でない廃棄物の考え方を適用するため、放射性廃棄物でない廃棄物を搬出する場合に確認する事項を追加する。

第5章 放射線管理

(放射性廃棄物でない廃棄物)

第33条の2 放射線管理グループ長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として搬出する場合は、次に掲げる事項を確認する。

- (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。なお、汚染された資材等については、汚染部位を特定・分離を行った場合、汚染されていない部位について、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。

→(次ページに続く)

2.変更の内容①

(放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項の追加)

(2) 使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により、汚染がないこと。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていなかった物品については、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、その記録等により汚染がないこと。

(3) 放射性廃棄物でない廃棄物として搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。

(4) 適切な測定方法によって、念のための放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド変動を考慮した理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。

(基本的な考え方)

管理区域で生じた廃棄物のうち、「放射性廃棄物でない廃棄物」(以下、NR)として廃棄又は資源として有効活用しようするものについては「原子力施設における「NR」の取扱いに関する報告書」及びそれを踏まえた指示文書「原子力施設における「NR」の取扱いについて(指示)」NISA 111a 08 1別添の「原子力施設における「NR」の取扱いに関するガイドライン」の考え方を参考にして、NRの判断を行う廃棄物の範囲、判断方法及びNRの取扱い等について、保安規定に定めることとした。

2.変更の内容①

(放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項の追加)

変更前

【保安規定】

第5章 放射線管理

(管理区域外への物品の持出)

「第33条 放射線管理グループ長は、管理区域から物品(核燃料物質を除く。)を持ち出す場合は、その物品の表面密度が規定値以下であることを確認する。」のみ規定。

【現在までの経緯】

放射性廃棄物でない廃棄物に関しては、下部規定により現在まで運用してきた。しかしながら、これらの取扱いに対して実態を調査した結果、下部規定のみでは不十分であることが判明したため、今般、保安規定として前述を規定し運用していくこととする。

変更後

【保安規定】

第5章 放射線管理

(管理区域外への物品の持出)

第33条 に加え、

(放射性廃棄物でない廃棄物)

第33条の2 として追加規定し、放射性廃棄物でない廃棄物を搬出する場合に確認する事項を明確化。

【今後の対応】

保安規定下部規定への反映

- ・保安規定に追記する「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」の運用については、下部規定である社標準にガイドラインの考え方を参考にして、汚染レベルによる区域設定、適切に管理された使用履歴及び設置状況の記録等、適切な測定方法について定めることとする。
- ・本変更認可申請での保安規定認可までに下部規定を改定する予定。

2.変更の内容②

(管理部の業務の一部を安全管理部へ移管)

②以下の管理部(管理課長)の業務を安全管理部(施設管理グループ長)へ移管
上記移管に伴う保守管理に関する条項を変更する。

- ・周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること
- ・通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること

変更前

第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。

(5) 施設管理グループ長は、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守に関する業務を行う。

(8) 管理課長は、次の業務を行う。

ア、周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること

イ、特殊健康診断に関すること

ウ、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等涉外に関すること

エ、通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること

オ、使用施設等の保安に係る調達業務に関すること

変更後

第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。

(5) 施設管理グループ長は、次の業務を行う。

ア、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守業務に関すること

イ、周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること

ウ、通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること

(8) 管理課長は、次の業務を行う。

ア、特殊健康診断に関すること

イ、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等涉外に関すること

ウ、使用施設等の保安に係る調達業務に関すること

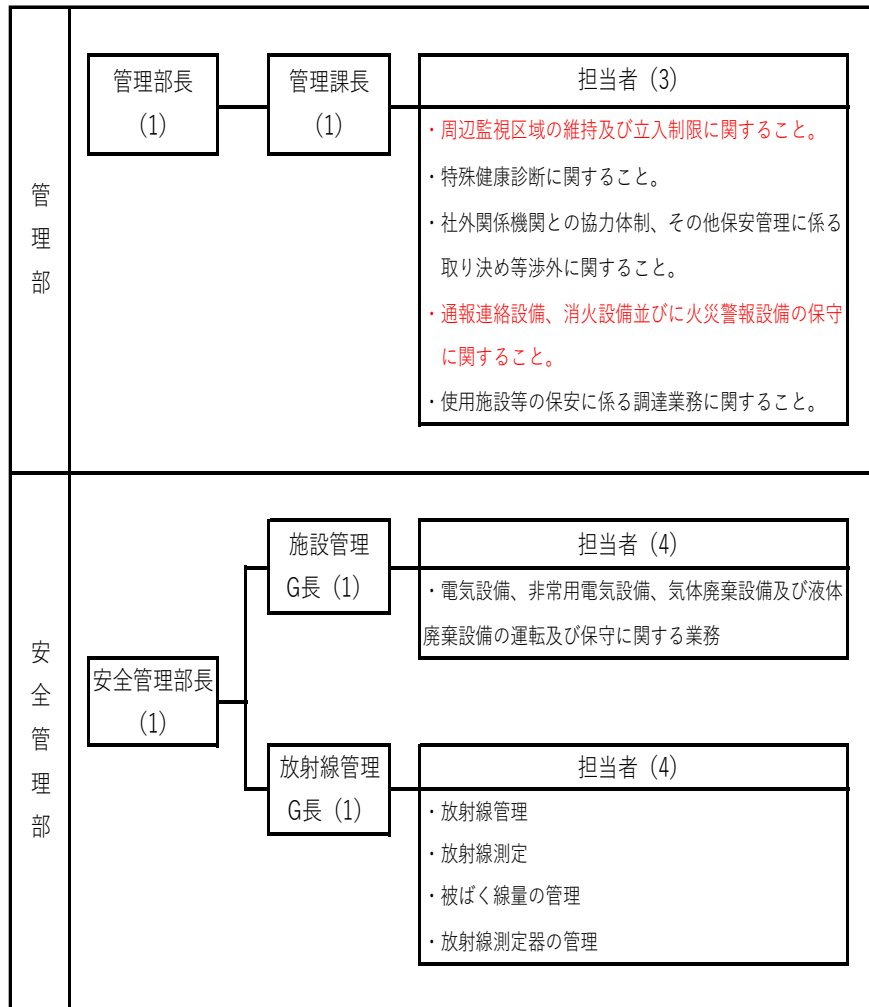


2.変更の内容②

(管理部の業務の一部を安全管理部へ移管)

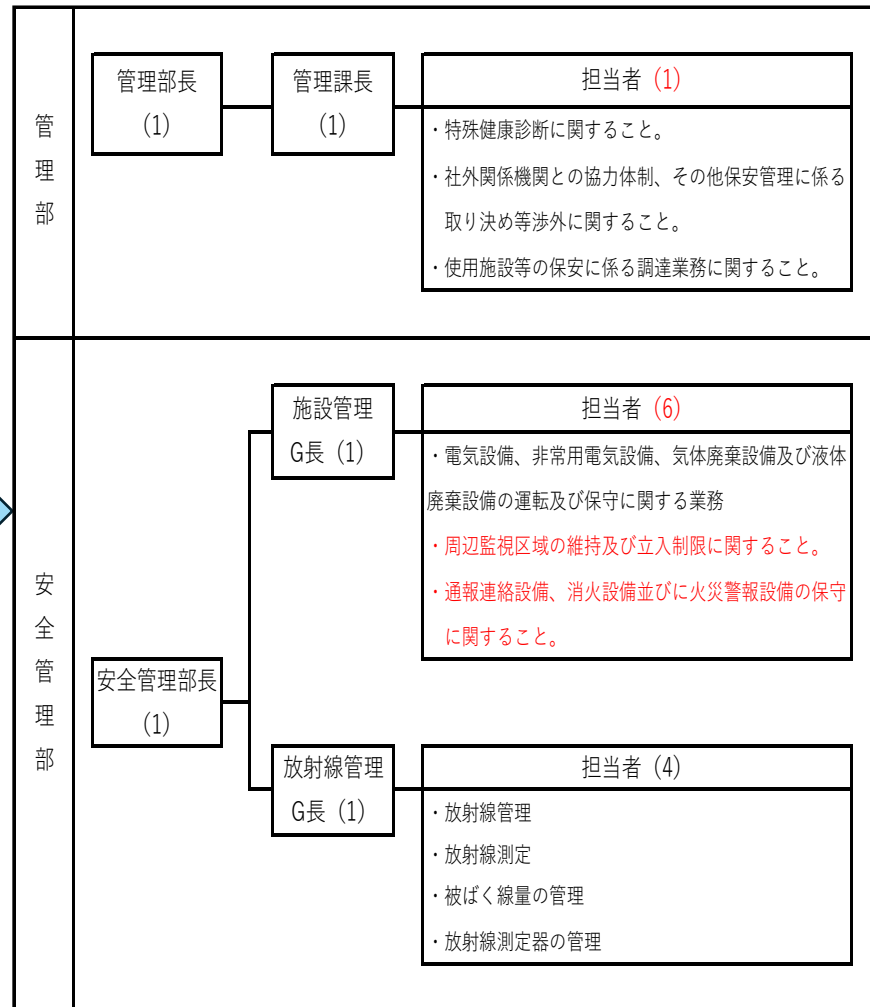
安全管理部の業務変更に伴い、管理課担当者を安全管理部に異動(2名)する。

変更前



(人員数)

変更後



(人員数)

その他記載の見直しは以下の通り。

- ・その他記載の適正化のため(改定月、改定番号、沿革の追記)

変更前

変更後

1)保安規定表紙

改定月 改定番号

2023年5月 改定19

1)保安規定表紙

改定月 改定番号

2024年1月 改定20

2)附則 沿革

改定 令和 5年 5月17日
【認可日 令和 5年 5月 9日
(認可番号 原規規発第2305099号)】

2)附則 沿革

改定 令和 5年 5月17日
【認可日 令和 5年 5月 9日
(認可番号 原規規発第2305099号)】
改定 令和 年 月 日
【認可日 令和 年 月 日
(認可番号 原規規発第 号)】

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**